

特集号

平成17年6月10日
(2005年)

西宮市の国保

編集・発行

西宮市市民局市民部
国民健康保険グループ
国保収納グループ
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

平成17年度の

保険料率が決まりました

平成十七年度の西宮市国民健康保険の料率が決まり、六月三日に告示しました。国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした医療保険制度です。被保険者のみなさまの保険料は、医療費など必要な見込額から国・県の補助金や市の繰入金を除いた額を負担していただくもので、この制度を支える重要な財源です。健康な生活を送るために欠くことのできない国民健康保険制度を維持していくためにみなさまのご協力をお願いします。

医療費・介護納付金の増加などで 保険料率が上がりました

平成十七年度の保険料率は、医療給付費分については所得割が一〇・五%、均等割が3万5400円、平等割が2万6040円で、介護納付金分については、所得割が二・〇%、均等割が1万2000円に決まりました。医療給付費分の保険料率は、七〇歳以上の前期高齢者の人数が増加することなどにより医療費の総額がさらに増え、長引く不況で前年中所得の総額が減るといふ状況により、昨年度に比べて引上げとなりました。また、介護納付金の保険料率も、要介護者の給付費の増加に伴い、介護納付金が大きく増えたことにより、引上げとなりました。なお、詳細は次頁に掲載しています。

保険料通知書は 6月中旬に郵送します

この料率に基づいて決定した平成十七年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送する予定です。なお、保険料の計算方法は、下表のとおりです。



特別相談コーナーを 6月20日から設けます

本市では保険料の算定方法や納付方法などについてのご質問にお答えするため、「国民健康保険特別相談コーナー」を設けます。設置期間は、六月二十日(月)から同月三十日(木)まで(土・日曜日は除く)、会場は市役所本庁舎二階の252会議室です。相談受付時間は、午前は九時から十二時まで、午後は十二時四十五分から五時までとなっております。お気軽にご相談ください。

平成17年度保険料の計算方法

保険料は、次の方法で計算されます。

医療給付費分保険料

①所得割額 16年中の 基準総所得 金額 × $\frac{10.5}{100}$	+	②均等割額 被保険者1人 につき35,400円 (33,600円)	+	③平等割額 1世帯につき 26,040円 (25,200円)	=	①+②+③ 17年度年間保険料 (最高限度額53万円)
----------------------------------------------------	---	--------------------------------------------	---	-----------------------------------------	---	-----------------------------------

※()内は、平成16年度料率 ($\frac{9.5}{100}$)

介護納付金分保険料

①所得割額 16年中の 基準総所得 金額 × $\frac{2.0}{100}$	+	②均等割額 介護保険第2号 被保険者1人 につき12,000円 (9,960円)	=	①+② 17年度年間保険料 (最高限度額8万円)
---------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------	---	--------------------------------

※()内は、平成16年度料率 ($\frac{1.5}{100}$)

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)のいる世帯のみ医療給付費分保険料と介護納付金分保険料の合計額が国民健康保険料となります。

国民健康保険に関する問い合わせ先

※6月下旬頃まで、窓口や電話の混雑が予想されます。ご了承ください。

- ◆加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について
給付チーム 0798-35-3120
- ◆納付書・分納について
収納チーム 0798-35-3156
滞納対策チーム
0798-35-3155・3091

※「基準総所得金額」とは、総所得金額等から基礎控除(現行33万円)を差し引いた金額をいいます。

